

## 低炭素建築物の認定事務に係る手数料表

### ア. 一戸建て住宅

(単位:円)

	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(法53条第1項)				低炭素建築物新築等計画認定変更申請手数料(法55条第1項)			
	評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)		評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)		評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)		評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)	
	性能基準	仕様基準	性能基準	仕様基準	性能基準	仕様基準	性能基準	仕様基準
一戸建て住宅	33,000	17,000	4,000	4,000	16,500	8,500	2,000	2,000

※非住宅用途との併用住宅は、複合建築物としてイ・エ・オのいずれかを適用する

### イ. 共同住宅の住棟全体又は複合建築物の住宅部分のみ(共用部分がない場合)

(単位:円)

	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(法53条第1項)				低炭素建築物新築等計画認定変更申請手数料(法55条第1項)				
	評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)		評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)		評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)		評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)		
	性能基準	仕様基準	性能基準	仕様基準	性能基準	仕様基準	性能基準	仕様基準	
1戸	33,000	17,000	4,000	4,000	16,500	8,500	2,000	2,000	
共同住宅	1戸超 5戸以下	67,000	32,000	9,000	9,000	33,500	16,000	4,500	4,500
	5戸超 10戸以下	94,000	46,000	15,000	15,000	47,000	23,000	7,500	7,500
	10戸超 25戸以下	133,000	66,000	26,000	26,000	66,500	33,000	13,000	13,000
	25戸超 50戸以下	191,000	100,000	43,000	43,000	95,500	50,000	21,500	21,500
	50戸超 100戸以下	274,000	152,000	78,000	78,000	137,000	76,000	39,000	39,000
	100戸超 200戸以下	371,000	216,000	124,000	124,000	185,500	108,000	62,000	62,000
	200戸超 300戸以下	487,000	280,000	156,000	156,000	243,500	140,000	78,000	78,000
300戸超	572,000	318,000	167,000	167,000	286,000	159,000	83,500	83,500	

### ウ. 共同住宅の住棟全体又は複合建築物の住宅部分のみ(共用部分がある場合)

(単位:円)

	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(法53条第1項)				低炭素建築物新築等計画認定変更申請手数料(法55条第1項) (変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じた面積(床面積が増加する場合は、増加面積を加えた面積)に応じた認定手数料)				
	評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)		評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)		評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)		評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)		
	住戸の総数による イの金額	+	金額	住戸の総数による イの金額	+	金額	住戸の総数による イの金額	+	金額
共用部の面積	300㎡以内		106,000		9,000		106,000		9,000
	300㎡超~1,000㎡以内	"	134,000	"	16,000	"	134,000	"	16,000
	1,000㎡超~2,000㎡以内	"	175,000	"	26,000	"	175,000	"	26,000
	2,000㎡超~5,000㎡以内	"	273,000	"	78,000	"	273,000	"	78,000
	5,000㎡超~10,000㎡以内	"	351,000	"	124,000	"	351,000	"	124,000
	10,000㎡超~25,000㎡以内	"	420,000	"	156,000	"	420,000	"	156,000
	25,000㎡超~	"	489,000	"	196,000	"	489,000	"	196,000

### エ. 共同住宅等と非住宅の複合建築物の建物全体

(単位:円)

	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(法53条第1項)		低炭素建築物新築等計画認定変更申請手数料(法55条第1項)	
	評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)	評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)	評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)
住宅部分の戸数・共用部の面積 と非住宅部分の面積による	イ又はウの金額に オの金額を加算した金額	イ又はウの金額に オの金額を加算した金額	イ又はウの金額に オの金額を加算した金額	イ又はウの金額に オの金額を加算した金額

### オ. 非住宅建築物の建物全体又は複合建築物の非住宅部分のみ

(単位:円)

	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(法53条第1項)		低炭素建築物新築等計画認定変更申請手数料(法55条第1項) (変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じた面積(床面積が増加する場合は、増加面積を加えた面積)に応じた認定手数料)	
	評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)	評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関での事前審査なし (適合証の提出なし)	評価機関での事前審査あり (適合証の提出あり)
建築物の床面積	300㎡以内	234,000 (106,000)	9,000	234,000 (106,000)
	300㎡超~1,000㎡以内	291,000 (134,000)	16,000	291,000 (134,000)
	1,000㎡超~2,000㎡以内	374,000 (175,000)	26,000	374,000 (175,000)
	2,000㎡超~5,000㎡以内	533,000 (273,000)	78,000	533,000 (273,000)
	5,000㎡超~10,000㎡以内	654,000 (351,000)	124,000	654,000 (351,000)
	10,000㎡超~25,000㎡以内	771,000 (420,000)	156,000	771,000 (420,000)
	25,000㎡超~	880,000 (489,000)	196,000	880,000 (489,000)

※( )書きは、大臣が定める外皮性能の基準が適用されない建築物の場合  
(工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他)

※ 申請者から都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項に規定する申出があった場合で、建築基準関係規定への適合審査を伴う場合は、低炭素建築物の認定事務に係る手数料に建築確認申請手数料を加算する。